

○こども家庭庁 告示第四号
厚生労働省

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和五年^{内閣府}厚生労働省^{令第八号}）の施行に伴い、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十一月三十日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの及び療養の給付及び公費負担

医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大

臣が定める様式の一部を改正する告示

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの(一部改正))

第一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの(平成六年厚生省告示第三百四十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令 第一条第二項並びに附則第三条の三第一項及び第四条の二 第一項の規定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の 定めるもの</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 一条第二項並びに附則第三条の三第一項及び第四条の二第一項の規 定に基づき子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものは、次 に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命 令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づ き子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるもの</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づき子ども家 庭庁長官及び厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする</p> <p>一・二 (略)</p>

(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式の一部改正)

第二条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式(平成二十年厚生労働省告示第百二十六号)の一部を次の表の
ように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令 令附則第四条の二第二項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式</p>	<p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令 令第七条第三項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式</p>
<p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令附則第四条の二第二項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。 (表略)</p>	<p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第七条第三項の規定に基づきことも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式は、次の表の区分によるものとする。 (表略)</p>

附 則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。